

通知書番号 - - -

問合せ番号 - - -

未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
—	—	
参 考 事 項		
(備考) この通知書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、未成年者非課税適用確認書の交付の申請がありました が、次に掲げる理由から、未成年者非課税適用確認書の交付を行いません。 (理 由) 年 月 日 税務署長 財務事務官		

未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

1 使用目的

「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、未成年者非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。

2 出力対象

「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に未成年者非課税適用確認書の交付申請がある場合に出力される。

(注) 申請者が、未成年者口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳未満（又はその年中に出生）でない場合も出力対象となる。

3 出力時期

「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。

4 出力順序

(1) (2)に定める「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」以外の「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑦ 申請者のフリガナ
- ⑧ 問合せ番号

(2) 同時の重複申請に係る「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑦ 申請者のフリガナ
- ⑧ 問合せ番号

5 出力要領

項目	内容
通知書番号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZZ) YYMMDD : 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日 (年は西暦下 2 桁) NNNNN : 局署番号 F : 種別 2 : 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 (資料センター出力分) 3 : 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書 (同時の重複申請に係る所轄署出力分以外の所轄署出力分)

項 目	内 容
	5：未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同時の重複申請に係る所轄署出力分） ZZZZZZZ：通番（上記の中での通番）
問 合 せ 番 号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZ) YYMMDD：名寄せ処理をした日（年は西暦下2桁） NNNNN：局署番号 F：種別 2：未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3：未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力分） ZZZZZZZ：通番（上記の中での通番）
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。
申請者の住所	申請者の住所を印字する。
勘定設定期間	勘定設定期間を印字する。
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
理 由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第37条の14の2第16項第2号に該当するため。 2 2《出力対象》の（注）に該当する場合 申請者から提出された未成年者非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の14の2に定める要件（同条第5項第1号に規定する年齢制限）を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。
年 月 日	未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を印字する。
税 務 署 名	未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
同時の重複申請分 で あ る 旨	同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書には、次の定型文を印字する。 あなたからの未成年者非課税適用確認書の交付申請については、2以上の金融商品取引業者等から税務署長へ同時重複して申請が行われています。 そのため、未成年者非課税適用確認書は他の金融商品取引業者等（この通知書を交付した金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等）に交付されており、その金融商品取引業者等からあなたに対して、未成年者口座開設の意思確認の連絡があります。